

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)
字の区域の変更(シ)
保安林の指定の解除(森林保全課)
開発工為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 雑 報 理容試験等の平成六年度第二回実地試験の実施(生活衛生課)
- ◇ 正 誤 平成六年八月鳥取県告示第六百十七号中訂正
平成六年八月鳥取県告示第六百十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百一十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、泊村長から同村の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成六年七月一日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

泊村大字泊字堅岩七二八、七二〇、七二一の三、七二九から七三三まで、七三三の三、七三七の一、七三八、七三九の二、七四六の二、七四六の五から一四まで、七四六の一八、七四六の二二から二四まで、七四六の二八、七四六の二九、七四六の三六及びこれらと一体をなす国有地の地先

二五、三三八・八四平方メートル

鳥取県告示第七百一十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年七月一日現在の地番による。）
大字泊字堅岩	大字泊字堅岩の全域 大字泊字堅岩七一八、七二〇、七二一の三、七二九から七三二まで、七三二の三、七三七の一、七三八、七三九の二、七四六の二、七四六の五から一四まで、七四六の一八、七四六の二二から二四まで、七四六の二八、七四六の二九、七四六の三六及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地 大字園字西前一、一の二、二、三及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地 大字園字一里濱二三三八の一及びこれと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第七百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東ノ二 七二一の四一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年八月十八日 鳥取県指令受鳥土維第二百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大石二九三

小林 宏興

岩美郡国府町新通り二二二六

小林 隆伸

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年十月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成六年十月二十四日(月)午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題

- 1 平成七年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項について
- 2 その他

雑 報

理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験の平成6年度第2回実施試験を次のとおり実施する。

平成6年10月21日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

- 1 試験期日 平成6年12月12日(月)
- 2 試験会場 鳥取市南吉方一丁目71-3
鳥取県理容美容高等専修学校
- 3 受験願書受付期間
平成6年11月14日(月)から同月18日(金)までの日の午前10時から午後4時まで
(郵送の場合は、平成6年11月18日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。)
- 4 受験願書提出先
〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB(日本交通公社)鳥取ビル2階
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)
- 5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は13,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

- 6 その他
 - (1) 受験願書等配布場所
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
 - (2) 受験願書等配布期間
平成6年10月17日(月)から同年11月11日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (3) 問い合わせ先
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
電話 0857(29)6086

正 誤

平成六年八月鳥取県告示第六百十七号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
三	上	後ろから三	字方祖原	、字方祖原
三	下	一一	、二五八七の二	、二五八七の二
三	段	行	水源のかん養	土砂の崩壊の防備

平成六年八月鳥取県告示第六百十八号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
三	下	一一	、二五八七の二	、二五八七の二
三	段	行	水源のかん養	土砂の崩壊の防備